水は月々2千円程度とのことだった。 る」と言われ、仕方なく契約した。 った以上は契約してくれないと困

払う金額が説明と違う」などとい

問商工観光課☆四336、 談窓口へご相談ください

活支援センター春日部な

734 •

な解約料を請求された」

「実際に支

たくさんの水が届いて困る」「高額

お困りの場合は、

すぐに消費生活相

たトラブルが寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

9 9 9

「くじ引きの当たり」はあらかじ

ウォーターサーバーと水

は無料だという。断ったが、

確なケースが多く、

「思ったより」

どをさせようとします

商品や代金の説明が不十分、

言葉巧みに誘い、

水の宅配の契約な

ーサーバーが当たった。レンタル料 たまやっていたくじ引きでウォータ

公衆浴場へ行った時、

くじ引きで当たったウォーターサーバ

日から8日を経過するまでの期間で

③事例の場合、

契約書面を受領した

…水の販売が狙いだった!

O 豆 20

を隠し、場所を借りて消費者にくじ

を引かせて契約を迫る商法です。

②契約を検討する場合は、契約後に

など詳しく説明を聞き、 必要となる料金や解約の可否、 料として1万円を請求された。 いと業者に連絡すると、今度は解約

本来の目的

が水の販売であること

れ、その場の雰囲気に流されて契約

甘い言葉に乗せら

ないように気をつけましょう。

め仕組まれたもので、

本当の狙いは

求された。話が違ったので解約した が届き、水の代金として5千円を請

のある方に対する支援事

障がい者手帳の等級などにより、各市では、障がいのある方を対象に

各助成、手当を受けるためには申請

種経済的支援を行っています。なお、

対市内に居住する障がい者(児)■重度心身障がい者医療費助成 精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳1~3級および療 次のいずれに該当する方 A、Bの方

内年2回

(9月・3月)

Ο

0円を支給します。

ただし、平成

22年4月1日以降に5歳以上の方で、

内医療機関や薬局で支払った医療保 で後期高齢者医療制度の障がい認定

Aおよび精神障害者保健福祉

対身体障害者手帳1、2級、療育手■在宅重度心身障がい者手当 険適用内の医療費の自己負担分を助

当の対象になった方は、 ■特別障がい者手当 手帳の新規取得または等級変更で手 図20歳以上で精神または身体の重度 円を支給します。 月額250

常時特別の介護を要する状態にある 施設に入所されている方および継 障がいにより、日常生活において 障がい児福祉手当などを受けていな手帳1級の方で、特別障がい者手当、

■障がい児福祉手当

※施設に入所されている方は除きま 税されている場合は支給停止になり す。また、手当対象者が住民税を課 、月額50 度に制限のある方(療育手帳A、 図2歳未満で、日常生活において 常時介護を要する精神障がい者な 体障害者手帳1級および2級の

月額1万4280円を支給します 間障がい福祉課☎四428 ※所得制限あり (2月、 5月、 月月

月額2万6260円を支給します。 ※所得制限あり 四年4回(2月、5月、8月、 院されている方は除きます。 続して3カ月を超えて病院などに入 月(月)



律 相 談 法

法律上の諸問題についての相談 ※2日前の毎週水曜日午前9時 から電話予約

|日毎週金曜日(祝日を除く) 午後1時20分~4時

場市民相談室

定8人(事前予約制)

広聴広報課☎例373

くらしの相談

り消しができるケースもあります。

くじ引きをきっかけとした契約

は法律で禁止されていて、

、契約の取

脅したり、困らせたりする勧誘方法 可能性があります。また、消費者を あれば、クーリング・オフができる

日常生活の問題や国・県・市の行 政サービスについての相談

旦2月13日(水) 午後1時30分~3時30分

広聴広報課☎例373

多重債務相談

借金やクレジット問題についての 相談(弁護士が相談)

回2月14日(木)·28日(木) 午後1時20分~4時20分

定6人(事前予約制)

商工観光課☎例336

種無料相談 ☎996-2111

部身極

★法律相談の予約方法は、☆電話のみとなります。

行政書士相談

官公庁へ提出する書類・申請書の 作成、離婚·相続·金銭貸借·外国 人市民相談などについての相談

田2月18日(月) 午後1時~4時

場市民相談室

税 理 士 相 談

相続税など税金全般について の相談

回2月4日(月) 午後1時~4時 場市民相談室

場市民相談室

広聴広報課☎例373

性 相 談

女性が抱えるさまざまな悩みに ついて(女性相談員が相談)

回2月21日(木) 午後1時~4時 **場市民相談室** 定3人(事前予約制)

回毎週水曜日(祝日を除く) 午前10時~午後4時 場市役所駅前出張所内相談室 定5人(事前予約制)

人権·男女共同参画課☎內811

こころの健康相談

不眠・不安などによるこころの病気 やひきこもり、高齢者の認知症など についての相談(専門医が相談)

回2月4日(月) 午後1時~2時30分 場保健センター 定2人(事前予約制)

健康増進課☎995-3381~3

内 相 談

内職の求人、求職のあっせんに ついての相談

日毎週火曜日(祝日を除く) 午前10時~正午 午後1時~3時30分

場市民相談室

商工観光課☎例336

消費生活相談

広聴広報課☎例373

悪質商法などのトラブルや消 費生活全般についての相談

日毎週月~金曜日(祝日を除く) 午前10時~正午 午後1時~4時

圆消費生活相談室

商工観光課☎例336

談 相

プライバシーの侵害など基本的 人権についての相談(人権擁護 委員が相談)

旦2月14日(木) 午後1時~4時

人権·男女共同参画課☎例811

若年者就職相談

若年者(40歳未満、学生・生徒可)の 就職、転職、技能能力などについての 相談(キャリアカウンセラーが相談)

日 2月3日(日)・17日(日) 午前10時~午後4時

場勤労青少年ホームゆまにて 定5人(事前予約制)

ゆまにて☎996-0123

心配ごと相談

日常生活における心配ごとや 悩みごとについての相談

旦2月6日(水)・20日(水) 午後1時~4時(電話相談可)

場身体障害者福祉センターやす らぎ

社会福祉協議会☎998-7616

談 教 相

児童・生徒の言動や教育に ついての相談

日毎週月~金曜日(祝日を除く) 午前9時30分~午後4時

教育相談所☎995-0077

家庭児童相談

子どもの家庭での養育上の心配 や悩みごとについての相談

日毎週月~金曜日(祝日を除く) 午前9時~午後4時

場家庭児童相談室

子育て支援課☎例472

子育て相談

子育ての不安や悩みごとについて の相談(子育てアドバイザーが相談)

旦2月28日(木) 午前10時~午後1時 場だいばら児童館わんぱる 定3人(事前予約制)

わんぱる☎999-0321

子育て電話相談

子育てや保育に関して、不安や悩み ごとを電話で相談(保育士が相談)

日毎週月~金曜日(祝日を除く) 午前10時~午後3時

中央保育所☎998-7711

休日·夜間納税相談

市税・国民健康保険税の納付 についての相談

旦2月3日(日) 午前9時~午後4時 毎週木曜日(祝日を除く) 午後5時15分~7時 場納税課

納税課☎例330

不動産相談

マンションおよび不動産取引 全般についての相談

旦2月12日(火) 午後1時~4時

場市役所駅前出張所内相談室

広聴広報課☎例373

八潮市役所 2048-996-2111